

令和5年度 第4回 事業評価対象事業の一覧表

(再評価)

資料 No	事業種名	事業名	前回評価年度 (新規採択)	再評価理由	事業概要	審議区分
		長殿道路	H30	⑤	<p>●概要：国道168号五條新宮道路は、奈良県五條市から和歌山県新宮市を結ぶ延長130kmの高規格道路であり、「紀伊半島アンカールート」の一部を形成し、高規格道路の空白地帯である紀伊半島内陸部を南北に縦貫する極めて重要な幹線道路である。</p> <p>十津川道路(Ⅱ期)、五條新宮道路(風屋川津・宇宮原工区)、長殿道路は、地形条件が厳しく整備に高度な技術を要する区間であることから国土交通省直轄権限代行事業として、安定した交通路の確保、線形が厳しい箇所・幅員狭隘区間の解消、医療施設へのアクセス向上、地域の活性化等を目的に整備を進めている。</p> <p>●事業化年度：平成24年度 ●全体事業費：約191億円 ●事業の進捗：約33%(令和5年3月末) ●今後の予定：早期の開通を目指す。</p>	重点
	道路事業	五條新宮道路(風屋川津・宇宮原工区)	H30	⑤	<p>●概要：国道168号五條新宮道路は、奈良県五條市から和歌山県新宮市を結ぶ延長130kmの高規格道路であり、「紀伊半島アンカールート」の一部を形成し、高規格道路の空白地帯である紀伊半島内陸部を南北に縦貫する極めて重要な幹線道路である。</p> <p>十津川道路(Ⅱ期)、五條新宮道路(風屋川津・宇宮原工区)、長殿道路は、地形条件が厳しく整備に高度な技術を要する区間であることから国土交通省直轄権限代行事業として、安定した交通路の確保、線形が厳しい箇所・幅員狭隘区間の解消、医療施設へのアクセス向上、地域の活性化等を目的に整備を進めている。</p> <p>●事業化年度：平成25年度 ●全体事業費：約332億円 ●事業の進捗：約5%(令和5年3月末) ●今後の予定：早期の開通を目指す。</p>	
		十津川道路(Ⅱ期)	(R1)	⑥	<p>●概要：国道168号五條新宮道路は、奈良県五條市から和歌山県新宮市を結ぶ延長130kmの高規格道路であり、「紀伊半島アンカールート」の一部を形成し、高規格道路の空白地帯である紀伊半島内陸部を南北に縦貫する極めて重要な幹線道路である。</p> <p>十津川道路(Ⅱ期)、五條新宮道路(風屋川津・宇宮原工区)、長殿道路は、地形条件が厳しく整備に高度な技術を要する区間であることから国土交通省直轄権限代行事業として、安定した交通路の確保、線形が厳しい箇所・幅員狭隘区間の解消、医療施設へのアクセス向上、地域の活性化等を目的に整備を進めている。</p> <p>●事業化年度：令和2年度 ●全体事業費：約407億円 ●事業の進捗：約1%(令和5年3月末) ●今後の予定：早期の開通を目指す。</p>	
	河川事業	淀川直轄河川改修事業 (淀川高規格堤防整備事業 (下島地区))	-	⑤ 高規格堤防整備地区の新規追加	<p>●概要：淀川下流部では沿川の低平地に資産が集中しているため破堤被害ポテンシャルが大きく、ひとたび堤防が決壊すれば甚大な人的被害が発生する恐れがある。このため、計画規模を上回るような洪水が発生したとしても、堤防の決壊を防止し、被害を最小限にすることを目的に、下島地区で高規格堤防整備を行う。</p> <p>●全体事業費：約53億円 ●事業の進捗：- ●今後の予定：令和13年度完成に向け、事業進捗を図る。</p>	重点
	道路事業	大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	H30	②	<p>●概要：大阪湾岸道路は、神戸淡路鳴門自動車道の垂水JCTから関西国際空港線のりんくうJCTに至る延長約80kmの高規格道路であり、その内、一般国道2号大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)は、兵庫県神戸市東灘区から長田区に至る延長14.5kmの高規格道路である。</p> <p>渋滞の緩和、物流の効率化、沿道環境の改善、代替路の確保を目的に整備を進めている。</p> <p>●事業化年度：平成28年度 ●全体事業費：約5,000億円 ●事業の進捗：約13%(令和5年3月末) ●今後の予定：早期の開通を目指す。</p>	一括
		名神湾岸連絡線	(R2)	①	<p>●概要：一般国道43号名神湾岸連絡線は、名神高速道路の西宮JCTから阪神高速5号湾岸線の西宮浜JCTに至る延長約3kmの高規格道路である。</p> <p>渋滞の緩和、物流の効率化、沿道環境の改善、代替路の確保を目的に整備を進めている。</p> <p>●事業化年度：令和3年度 ●全体事業費：約1,050億円 ●事業の進捗：約1%(令和5年3月末) ●今後の予定：早期の開通を目指す。</p>	

[再評価理由]

- ①: 事業採択後3年間の経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間の経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間の経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間の経過している事業
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業
- ⑥: 道路事業・街路事業における一体評価を実施するため、再評価時期を前倒しする事業

令和5年度 第4回 事業評価対象事業の一覧表

(事後評価)

事業種名	事業名	完了年度	事後評価理由	事業概要
港湾事業	堺泉北港 堺2区 基幹的広域防災拠点整備事業	H30	事業完了後 5年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●概要 : 京阪神都市圏における大規模震災時において、広域的な災害対策活動を効果的に展開するために必要な基幹的広域防災拠点を整備し、京阪神都市圏の防災安全性の向上を図る。また、平常時における市民の憩いの場を提供する。</li> <li>●事業化年度 : 平成20年度</li> <li>●完成供用 : 平成30年度</li> <li>●全体事業費 : 80億円</li> </ul>

# 事業評価対象事業の位置図

